「平成26年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」 に関するご意見の募集の結果について

1. 意見の募集方法

- (1) 意見募集期間:平成26年1月16日(木)~平成26年1月24日(金)
- (2) 告知方法:厚生労働省ホームページ
- (3) 意見提出方法:電子メール、郵送

2. 寄せられた意見

(1) 意見件数

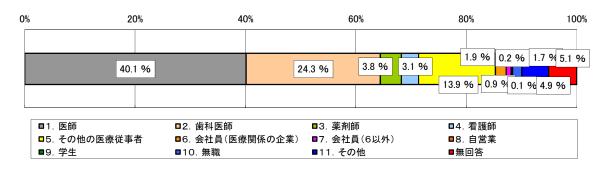
電子メール	郵	送	合 計
770 件		257 件	1,027 件

(2) 意見者の属性 (n=1,027)

1) 年齢



② 職業 (n=1,027)



(3) 項目別の意見延べ件数 (1,992件)

1.「重点課題1」医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等

項目番号	内容	件 数
1-1	入院医療について	216 件
1-2	外来医療の機能分化・連携の推進について	79 件
1-3	在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療の推進について	221 件
1-4	医療機関相互の連携や医療・介護の連携の評価について	69 件

2.「4つの視点 I」 充実が求められる分野を適切に評価していく視点

項目番号	内容	件 数
2-1	緩和ケアを含むがん医療の推進について	10 件
2-2	精神疾患に対する医療の推進について	437 件
2-3	認知症への対策の推進について	11 件
2-4	救急医療、小児医療、周産期医療の推進について	29 件
2-5	リハビリテーションの推進について	54 件
2-6	歯科医療の推進について	319 件
2-7	的確な投薬管理・指導の推進について	49 件
2-8	手術等の医療技術の適切な評価	34 件
2-9	医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーションの適切な評価について	9件
2-10	DPC に基づく急性期医療の適切な評価について	21 件

3.「4つの視点Ⅱ」 患者等から見て分かりやすく納得でき、安心・安全で質の高い医療を実現する視点

項目番号	内。容	件数
3-1	患者に対する相談指導、医療安全対策、明細書無料発行、患者データ提出等の推進について	46 件
3-2	診療報酬点数表の平易化・簡素化	16 件
3-3	入院中の ADL(日常生活動作)低下の予防と褥瘡対策について	2 件

4.「4つの視点Ⅲ」 医療従事者の負担を軽減する視点

項目番号	内 容	件 数
4-1	救急外来の機能分化を含む医療従事者の負担を軽減する取組の評価について	81 件
4-2	チーム医療の推進について	13 件

5.「4つの視点Ⅳ」 効率化余地がある分野を適正化する視点

項目番号	内容	件数
5-1	後発医薬品の使用促進策について	34 件
5-2	長期収載品の薬価の特例的な引下げについて	6 件
5-3	平均在院日数の減少等について	2 件
5-4	医薬品、医療機器、検査等の適正な評価	63 件
5-5	大規模薬局の調剤報酬の適正化等	11 件

6. 消費税率8%への引上げに伴う対応

項目番号	内 容	件 数	
6-1	消費税率8%への引上げに伴う対応	136 件	

7. その他の意見 24件

- (4) 平成26年度診療報酬改定についての主な意見 (同じ内容の意見は適宜集約して記載)
 - 1.「重点課題1」 医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等

1-1. 入院医療について(216件)

1.	入院医療について(216件)	
	主な内容	
Ī	・7対1、10対1病棟での特定除外制度の見直しは、長期療養患者を病院から追	
	い出さざるを得ないことになりかねず、反対。	
	・7対1、10対1病棟でも、医療上の必要性から一定長期間の入院が必要な患者	
	がおり、特定除外制度が廃止されると、必要な医療の提供が継続できなくなる	
	ことが懸念される。	
	・7対1、10対1病棟の特定除外制度の見直しは、退院を強制されることにより、	同旨 16 件
	行き場を失う患者も出てくるので、見直しは行わないこと。	
	・7対1、10対1の特定除外制度を廃止してしまうと、高齢者の転院先が少ない現	
	状では、高齢者の救急受入に弊害がでるので、反対。	
	・特定除外制度の廃止でなく、特定除外制度の要件や特定除外患者の内容をま	
	ずは検討対象とすべき。	
	・特定除外制度の見直しはやむを得ないが、激変緩和のため、1年以上の経過措	
	置を設けること。	
	・90 日を超えて入院する患者の場合に特定入院基本料に振り替えられ減算され	□ 比 4 ル
	る仕組みがあるが、廃止を要望する。	同旨1件
	・13 対1、15 対1病院において、平成 24 年度改定で廃止された特定除外制度の	日上の井
	取扱いを復活すべき。	同旨3件
	・重症度・看護必要度について、急性期病棟でさらに事務的負担の増す方向で評	
	価項目の見直しは行うべきでない。	
	・重症度・看護必要度の見直しで、7対1が取れず、ランクを下げると、看護サービ	
	スが低下するので、評価項目は見なさないでほしい。	同旨6件
	・単科の急性期病院では、看護必要度が手術当日くらいしか対象とならず、10 対	
	1の維持も厳しいので、10対1の基準を緩和してほしい。	
	・重症度・看護必要度の名称変更は、混乱するので、行わないこと。	
	・専門性に特化した診療科で超急性期医療を提供している中小病院と、大病院と	
	で、重症度・看護必要度、平均在院日数等の評価基準を同じにせず、機能と実	
	績を正当に評価すべき。	
	・病床の機能分化に伴い、入院患者の評価方法を見直すことになるが、医療従事	
	者が患者等に対して評価基準、評価結果を説明する仕組みを構築すべき。	
	・7対1入院基本料の平成 24 年度改定の経過措置を延長すべき。	
	・検査以外の短期入院は病院の努力の面もあり、計算算定から除外しないこと。	
	・診療報酬は出来高払いを基本とすべきで、また、短期滞在手術基本料は治療の	
	標準化を強制することとなるので、短期滞在手術基本料を拡大すべきでない。	同旨9件
	また、平均在院日数の計算から除外すべきではない。	印目3件
	・短期滞在手術基本料は、出来高算定か選択できるようにすべきで、その担保な	
	く、対象を拡大すべきでない。平均在院日数の対象から除外すべきでない。	
	・7対1入院基本料について、患者の早期退院を促す「自宅等に退院した患者の	
	割合に関する基準」の新設は反対。	同旨8件
	・在宅療養が整備されていない現状では、自宅等に退院した患者の割合を要件	

に入れるべきではない。	
・重症患者を抱える特定機能病院等が7対1が維持できなくならないよう、特定機	
能病院の現状を考慮した基準を設定すべき。	
・7対1入院基本料について、「自宅等に退院した患者の割合に関する基準」の新	
設に賛成。	
・7対1入院基本料を、将来的に強制的にDPC病棟にしないこと。	同旨1件
・医療供給体制を規定する機能分化は、医療機関の希望や患者の要求・動向を	
詳細に調査して、緩やかに行うべきで、今回の改定で行うのは時期尚早。今回	
の改定で実施すべきは、入院点数の底上げである。	
・7対1入院基本料の病床を大幅に削減する方針になっているが、地域で異なる	
医療・看護の必要性から柔軟に考えるべきで、見直しに反対。	
・現場の看護師は疲弊しており、7対1の基準を厳しくするのでなく、必要なところ	
には5対1等を検討する必要がある。	
・7対1、10対1入院基本料の最初から削減ありきの議論には疑問。十分な予算	
と人材を確保し、7対1、10対1=急性期ではなく、医療のスタンダードとして捉	同旨 11 件
えられるようにしていくべき。	
・今回の改定は、消費税補填分を除けば大きなマイナス改定で、病床機能の制	
限・コントロールする動きは、医療費を削減する方策としてしか捉えられず、行う	
べきでない。	
・総医療費を拡大し、医療従事者を増員することにより、医療の質を向上すること	
が第一で、機能分化の名の下に、7対1病床の削減はすべきでない。	
・7対1看護基準のハードルを上げ、格下げを誘導する方向だが、10対1の看護	
基準でも、医療的・経営的に成り立つ診療報酬とするのが先。	
・ICUの重症度の評価基準の見直しについて、現場に混乱を招くので行うべきで	
はない。	
・ハイケアユニットの重症度の評価基準の見直しについて、現場に混乱を招くので	
行うべきではない。	
・国立大学病院等では、ICU、NICU、GCU で、他の病院が対応困難な高難度な	同旨1件
医療を提供しており、患者の状態・症状に応じた算定期間の延長を要望する。	РЕП
・7対1病棟の絞り込みの受け皿として設定されており、亜急性期入院医療管理	
料の要件変更は行うべきでない。特に、在宅療養支援病院、二次救急病院又	同旨2件
は救急告示病院等の要件化は行わないこと。	
・亜急性期の重症度・看護必要度の基準は、7対1での重症度・看護必要度の基	同旨2件
準とは異なる設定とすること。	ИНΕГ
・亜急性期入院医療管理料について、今までどおり病室単位でも届出できるよう	
にして、また、6.4 ㎡の基準は、全面増改築以外、経過措置により基準から外す	
ことにして、亜急性期病床の届出が増加するようにすべき。	同旨1件
・亜急性期病床について、腎不全で造血剤の注射が必要な患者、がんで麻薬を	
使用する患者等、患者の多様性に配慮すべきであり、病棟毎の算定は反対。	
・亜急性期入院医療管理料の施設基準に、診療内容のデータ提出等の要件を設	
定することは、コストがかかり、経営が圧迫されるので、反対。設定する場合	
は、経過措置、点数引上げなど、病院経営への配慮が必要。	
・亜急性期入院医療管理料について、評価をより充実させるとともに、施設基準	
等の制限を緩和すること。	同旨1件
・亜急性期入院医療管理料について、回復期リハビリ病棟入院料との区分を含め	

て算定要件を明確化し、1日当たり50点を増額すること。 ・亜急性期入院医療管理料について、高齢者が増え早期退院・転院が困難であ り、60日の限度、包括範囲を見直してほしい。 医療資源の乏しい地域の評価について、対象医療圏を拡大すべき。 ・医療資源の乏しい地域の評価について、医療機関ごとの個別指定とすること。 ・有床診療所の地域で果たしている役割を評価し、入院基本料等の引上げを行う。 同旨 16 件 ・有床診療所は、単機能であっても、良質な医療を提供しており、入院基本料を引 き上げるべき。 ・有床診療所について、医師配置加算、看護配置加算等を引き上げること。 同旨1件 有床診療所について、時間外対応の評価を引き上げるべき。 ・有床診療所の管理栄養士の確保は困難であり、配置義務付けを見直し、人件費 に見合う報酬の加算とすること。義務付けをやめることを理由に、入院基本料を 引き下げないこと。 ・中小病院についても、管理栄養士の配置の義務付けを見直すこと。実態を調 べ、適切な対応をすること。 同旨 31 件 ・医療資源の乏しい地域や眼科等の小規模の単科病院では、経過措置を延長 し、栄養士の配置でもよいこととすべき。 病院・診療所とも、管理栄養士の配置が要件となっている栄養管理の算定対象 を拡大するとともに、点数を引き上げること。 管理栄養士を派遣した医療機関、施設の評価を新設してほしい。 ・栄養管理を行う管理栄養士は「当該医療機関に勤務する管理栄養士」と明記し 同旨9件 てほしい。 ・褥瘡患者管理加算について、褥瘡対策の必要性・重要度は入院施設によって異 同旨2件 なり、入院基本料に包括化を見直すよう要望する。 療養病棟への在宅復帰率等の加算の新設に賛成。 ・療養病棟への在宅復帰率等の加算の新設は、患者の追い出しにつながるため 反対。 ・血液透析が可能な療養病棟は不足しており、療養病棟での透析の評価を新設 することに賛成。 療養病床は一般病床より配置医師数が少ないので、透析患者を療養病床で受 け入れられるとは考えられない。 ・療養病棟等の超重症児(者)・準超重症児(者)入院診療加算の算定対象患者 の拡大に賛成。 ・超重症児(者)・準超重症児(者)入院診療加算について、療養病棟等における 同旨2件 算定対象患者の拡大は賛成だが、一般病棟における算定日数の見直しを行う べきでない。 療養病棟入院基本料は低く抑えられすぎており、全体的に引き上げるべき。 -15 対1入院基本料は、地方の地域医療の崩壊を防ぐため、引き上げるべき。 ・入院基本料等加算の専従規定について、要件を緩和するとともに、人件費がカ バーできる点数とし、専任等の職員配置も積極的に点数化すること。 医療安全対策加算、感染防止対策加算について、専従や専任の看護師や薬剤 同旨2件 師の配置が必要となっているが、中小病院は配置が困難なため、要件の変更 を希望する。

- ・入院中の患者の他の医療機関受診・対診について、入院料の減額、合議による 精算などの取扱いを改めること。
- ・療養病棟や精神療養病棟に入院する患者について、専門的な外来受診を条件 付きでも認めるべき。

同旨 17 件

- ・子育て等で短時間就労を余儀なくされる女性医師について、週 32 時間以上勤務する場合は、診療報酬の施設基準で「常勤」として取り扱うこと。
- ・障害者施設等入院基本料の超重症児入院診料加算について、廃止されると、 当院の運営が厳しくなるので、今後も変更しないでほしい。
- ・特定入院料を算定している患者について、薬剤管理指導料、傷病手当金意見書 交付料、入院栄養食事指導料、栄養サポートチーム加算、病棟薬剤業務実施 加算、在宅療養指導管理料の算定を見直してほしい。
- ・国立大学附属病院は、地域の基幹病院(最後の砦)として多くの重症患者を受け入れており、重症病床数制限(10%以内)を緩和してほしい。
- ・手術後医学管理料について、回復期リハ病棟入院料等を算定した場合も算定で きるようにしてほしい。
- ・回復期リハ病棟入院料の患者について、特定薬剤治療管理料は出来高算定と すべき。
- ・転院患者の退院時処方について、保険請求が認められるようにすべき。
- ・特定入院料等の包括病棟でも、高額薬剤は出来高算定を認めるべき。
- ・食事療養費では、治療に及ぼす効果等に着目した評価体系を構築すること。
- ・入院医療では、高度急性期にのみに偏重した配分はやめるべき。中小病院の 急性期医療をより評価すべき。

同旨1件

- ・入院のある病院では、ボーナス時に借金をする。健全な経営ができるよう、点数 を引き上げること。
- ・入院基本料は、医療機関を支える最も重要な報酬である。入院基本料の引上げ を要望する。

同旨5件

-200 床以上の病院から外来を手放させたいのであれば、入院基本料等入院料を引き上げるべき。

1-2. 外来医療の機能分化・連携の推進について(79件)

主な内容

- ・主治医機能は、初再診料等の基本診療料の引上げ、診療情報提供料等の評価 拡大で評価すべき。「総合診療医」と同一の機能をもつものに限定すべきでな く、包括化、人頭払い、フリーアクセスの制限は認められない。
- ・主治医機能の評価は、出来高算定を基本とし、他科診療所へのアクセスを妨げてはならない。
- ・複数の慢性疾患をもった患者に対して一人の医師に主治医機能を持たせることは、医師の負担が大きい、複数の医療機関の情報を集約するのが困難、どれが主病で誰が主要な管理者になるか決められない、主治医選択を患者に任せると医師―患者の信頼関係を傷つける、医院の患者囲い込みを誘発、不合理な診療所選別が起こりかねない等の問題。

同旨 20 件

- ・後期高齢者診療料のような点数は、復活すべきでない。
- ・診療報酬は原則出来高払いとすべき。
- ・主治医機能は、内科医にとって非常に高度な技術、過重な頭脳労働であり、評価すべき。

・主治医機能の評価は賛成だが、患者の服薬する全ての薬を管理することになるので、内服薬7剤処方の逓減は撤廃すべき。	
・主治医の名目の下、専門医療機関での医学管理料や在宅療養指導管理料の	
算定に規制がかからないようにしてほしい。	
・紹介率・逆紹介率の低い大病院について、点数の引下げ、保険外併用療養費	
の利用を行わないこと。	
・紹介率・逆紹介率の低い大病院が、保険外併用療養費の活用を行い、混合診	同旨3件
療の全面解禁につながらないようにすべき。	
・機能分化が望ましいことに異論はないが、紹介率・逆紹介率等で評価すること	
は、医療の質の観点から疑問。質の高い医療を低コストで行うには、患者をあ	
る程度限られた医療機関に集約させて、医療従事者の経験値を高めることが	
望ましい。	
・紹介患者加算を復活してほしい。紹介率・逆紹介率の高い病院の加算を新設し	
てほしい。	同旨1件
・消費税への対応分を除いて、初診料、再診料を上げてほしい。	
・初診料の夜間加算、休日加算、深夜加算(小児科特例を含む)を引き上げるこ	
と。診療時間内の緊急診察加算を設けること。	同旨5件
・薬を処方しない場合は、再診料を上げてほしい。	
・再診料の外来管理加算について、算定要件を「内科的治療のみを行った場合」	
に変更し、同点数より低い検査や処置等は同点数以上とすること。	同旨1件
・初再診料について、急性疾患診察治療料と慢性疾患診察治療料としてほしい。	
・外来管理加算、24時間対応加算等は、再診料に一本化すべき。	同旨1件
・外来診療料を廃止し、再診料に一本化すること。	
・病院の再診料を診療科毎に算定可とすること。	同旨3件
・大病院の外来は患者負担が低く、利便性が高くなっているが、大病院の外来機	
能も評価してほしい。	同旨3件
・病院の機能分化により専門外来が推進されると、専門外は診療しないという診	
療拒否が横行することを懸念。	同旨1件
・7種類以上の薬剤処方について、薬剤料等の減額は見直すべき。	
・7種類以上の内服薬の薬剤料の減額について、がん患者は化学療法の副作用	□ □ ↓ 0 / 4
もあり、多剤となる傾向があり、がん患者を対象から除外するか、抗がん剤及	同旨 16 件
び鎮痛剤等を対象から除外してほしい。	
・外来迅速検査について、臨床検査技士が医師を支援することも評価し、要件を	
緩和して増額すること。	
- 脳冲の診断対策 証価が低い検索数を引き上げてほしい	
・脳波の診断料等、評価が低い検査料を引き上げてほしい。	
・特定疾患療養管理料について、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全等の腎疾患を対	
・特定疾患療養管理料について、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全等の腎疾患を対	
・特定疾患療養管理料について、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全等の腎疾患を対 象としてほしい。	
・特定疾患療養管理料について、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全等の腎疾患を対象としてほしい。 ・主病という概念により、別の医療機関で診療を実施した場合に診療報酬が請求	
・特定疾患療養管理料について、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全等の腎疾患を対象としてほしい。・主病という概念により、別の医療機関で診療を実施した場合に診療報酬が請求できない場合があり、主病という概念をなくしてほしい。	티 드 1 #
 特定疾患療養管理料について、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全等の腎疾患を対象としてほしい。 主病という概念により、別の医療機関で診療を実施した場合に診療報酬が請求できない場合があり、主病という概念をなくしてほしい。 二次医療機関は、救急医療と入院医療に専念させて、外来は完全紹介制にす 	同旨1件
 特定疾患療養管理料について、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全等の腎疾患を対象としてほしい。 主病という概念により、別の医療機関で診療を実施した場合に診療報酬が請求できない場合があり、主病という概念をなくしてほしい。 二次医療機関は、救急医療と入院医療に専念させて、外来は完全紹介制にすべき。外来、入院、救急も診ては、現場の医師の体と気持ちが保つはずがない。 	同旨1件
 特定疾患療養管理料について、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全等の腎疾患を対象としてほしい。 主病という概念により、別の医療機関で診療を実施した場合に診療報酬が請求できない場合があり、主病という概念をなくしてほしい。 二次医療機関は、救急医療と入院医療に専念させて、外来は完全紹介制にすべき。外来、入院、救急も診ては、現場の医師の体と気持ちが保つはずがない。 二次、三次医療機関では、従事者の負担軽減を図るため、外来患者を完全予約 	同旨1件

- ・現在のフリーアクセス制度では、機能分化は難しい。病院を受診する患者に、保 険者からの指導が必要。
- ·ICTを用いた外来受診を伴わない在宅管理料、医療機関の処方期間の延長、IC Tを用いた処方更新を推進すべき。

1-3. 在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療の推進について(221件)

٥	在宅医療を担っ医療機関の確保と質の高い在宅医療の推進について(221件)	
	主な内容	
J	・在宅療養支援診療所でない医療機関の訪問診療も評価すること。	
	・在宅療養支援歯科診療所に該当しない歯科診療所の在宅医療も評価すべき。	
	・在支診でない診療所の準夜・深夜帯の看取りを含めた往診を評価すべき。	同旨 15 件
	・在支診以外の医療機関の往診翌日の訪問診療料を算定できるようにすべき。	
	・在支診・病以外の医療機関の緊急往診加算等を評価すること。	
Ī	・在宅医療を担う病院・診療所等の量的確保を図るとともに、他病院・診療所との	
	連携強化や緊急時対応を行う医療機関の評価を拡大すること。	
	・在宅歯科診療の一層の評価の充実を望む。在宅を中心に訪問歯科診療を実施	同旨 10 件
	する歯科診療所について、基準を定めて評価すべき。医科医療機関と連携した	
	在宅歯科医療の推進が必要。	
	・機能強化型在支診について、連携要件の見直しはもう少し待つべき。	
	・在宅医療を担う医療機関の裾野を広げる必要があり、在支診の施設基準の強	同旨9件
	化はやめてください。	
Ī	・歯科衛生士がいなくても、在宅歯科医療を行うことは可能であり、在宅療養支援	日巳14
	歯科診療所の施設基準を緩和してほしい。	同旨1件
	・在宅療養支援診療所の看護師の点滴、処置を点数化してほしい。	
	・在宅療養支援診療所等に重点的に点数配分してほしい。	
	・全ての在支診の評価は統一すべき。	
	・大病院でも訪問診療を行える柔軟性が必要。	
	・在宅患者が迅速かつ効率的に入院療養が実施できるよう、在宅との連携を病院	
	の診療報酬でも評価すべき。	同旨4件
	・在宅患者の急変時の対応について、二次救急指定病院の評価が必要。	
Ī	・営利を目的とした大々的かつ企業的に行う在宅歯科医療機関に対する監視や	
	規制を行うなどにより、一般歯科診療所の活動の場の確保と適切な評価をす	
	べき。	
	・施設と提携している訪問診療屋等の方針により、かかりつけ歯科医が訪問でき	同旨3件
	ないことがよくあるが、訪問診療屋と地域に密着した歯科診療所を峻別して評	
	価すべき。	
	・同一建物の訪問診療を行うことが多い医療機関の評価を下げるべき。	
ſ	・在宅の高得点にひかれて在宅専門診療所を開設する者がいるが、楽な在宅医	
	療だけを担当していることが多い。	티탈이쓰
	・在宅医療がかかりつけ医と連続性がない場合、質が高くない場合が多く、かかり	同旨2件
	つけ医外し可能な制度設計を改めるべき。	
ſ	・訪問診療に特化した医療機関の認可を検討すべき。	
ſ	・同一建物内や特定施設の在医総診、訪問診療料について、引き上げるべきだ	
	が、在宅医療を担う医療機関が減らないよう、せめて引下げはしないでほしい。	ᄪᄕᄱᄺ
	・同一建物の訪問診療であっても、別個の患家であれば別個の取扱にすべき。	同旨 34 件
	・同一建物の訪問看護指導料は、点数の引き上げを求める。	
-		

- 世典が思わる世界一連版の京美は東東州もなり	
・世帯が異なる場合は同一建物の定義は妥当性を欠く。	
・訪問診療料の要件の厳格化について、悪質業者の取り締まりに対して、善良な 医療機関の診療要件を用いるのは筋違いで、現場調査こそ行うべき。	
・多くの医療機関は患者のために努力して在宅医療を提供しており、訪問診療料 の要件の厳格化はしないでほしい。	同旨8件
	问日8計
・歯科訪問診療において、点数の引下げや制限をつけるのではなく、常識では考	
えられない患者数の請求を行う医療機関にこそ実態調査や指導による適正化	
を行うべき。	
・患者紹介について、医療機関だけでなく、医療経営コンサルタント、サ高住、介	同旨4件
護施設、薬局も取り締まるべき。	
・患者紹介について、全て禁止するのでなく、一定のルールや制限を設け、商業	日上の供
ベースとしないこと。	同旨2件
・患者紹介ビジネスが一律に禁止されると、受診率の低下を招くおそれ。	
・ 同一患者への診療科の異なる複数医療機関による訪問診療、在医総診も評価 ・ ナスニト	
すること。	
・在宅医療を行う医療機関の不足等を補うため、「主治医/副主治医」制度を検討	同旨 12 件
すべき。	
・在宅療養指導管理料について、主治医が変わる場合等があり、高齢者や重症 男者第74、0以よの医療機関が第9747と2にまずま	
患者等でも、2以上の医療機関が算定できるようにすべき。	
・人工呼吸器を装着している小児の在宅療養指導管理料を複数医療機関で算定	
できるよう見直すことについて、気管切開、在宅酸素療法、胃瘻造設、経管栄養等はあるば、同様の扱いは、気にしい	
養等もあれば、同様の扱いとしてほしい。	
・定期的に訪問診療している児については、小児科外来診療料から除外すること が必要。	同旨1件
	四日八十
・在宅医療は小児科外来診療料の除外項目とすべき。 ・遠隔地への往診・訪問診療は 16 kmに限定しないようにすべき。	同旨3件
・訪問診療について、患者1人につき週3回を限度とする規定は撤廃するか、回	旧目の計
- 切向診療について、患者「人につき廻る回を限度とする規定は撤廃するが、回 数を増やすべき。	
・月1回の訪問診療と月2回の訪問診療での診療報酬の差が大きすぎるので、差	
- 月1回の訪问診療と月2回の訪问診療での診療報酬の差が入さするので、差 を常識的な範囲に縮小すべき。	
・要介護被保険者等の患者も医療保険の在宅患者訪問看護・指導料が算定でき	
・安川 護板体関右寺の総有も医療体膜の住宅総有訪问有護・指導科が昇足できるようにすべき。	
- るよりこりへさ。 - ・看取り期には一定の条件の下、3か月程度医療保険の訪問看護が使えるよう、	
・	同旨6件
- 高橋左初か必要な思省は副向国数に関わりり、区原保険で副向省設が失過で - きるようにすること。	
このようにすること。	
・計門手罐の海20の質字亜州た成正オスニト	
・訪問看護の週3日の算定要件を廃止すること。	
・訪問時に看護師が行った皮下・筋肉内注射、静脈内注射の手技料と薬剤料の	
・訪問時に看護師が行った皮下・筋肉内注射、静脈内注射の手技料と薬剤料の 算定を認めること。	
・訪問時に看護師が行った皮下・筋肉内注射、静脈内注射の手技料と薬剤料の 算定を認めること。 ・歯科訪問診療料について、訪問時間が20分未満と20分以上で評価が異なるこ	
・訪問時に看護師が行った皮下・筋肉内注射、静脈内注射の手技料と薬剤料の 算定を認めること。 ・歯科訪問診療料について、訪問時間が20分未満と20分以上で評価が異なるこ とのないようにすべき。	同旨 23 件
 ・訪問時に看護師が行った皮下・筋肉内注射、静脈内注射の手技料と薬剤料の 算定を認めること。 ・歯科訪問診療料について、訪問時間が20分未満と20分以上で評価が異なることのないようにすべき。 ・20分の時間要件について、心疾患、脳梗塞、認知症等の患者に時間的ストレスを 	同旨 23 件
 ・訪問時に看護師が行った皮下・筋肉内注射、静脈内注射の手技料と薬剤料の 算定を認めること。 ・歯科訪問診療料について、訪問時間が20分未満と20分以上で評価が異なることのないようにすべき。 ・20分の時間要件について、心疾患、脳梗塞、認知症等の患者に時間的ストレスを 与えず、20分未満で診療を終わらせることが適切で、時間要件は撤廃すべき。 	同旨 23 件
 ・訪問時に看護師が行った皮下・筋肉内注射、静脈内注射の手技料と薬剤料の 算定を認めること。 ・歯科訪問診療料について、訪問時間が20分未満と20分以上で評価が異なることのないようにすべき。 ・20分の時間要件について、心疾患、脳梗塞、認知症等の患者に時間的ストレスを 	同旨 23 件

加えて歯科衛生士等が治療に参画した場合は、訪問診療料の算定によらず、 加算を正当に評価すべき。 ・認知症高齢者の訪問歯科診療は、別途適切な評価が必要。 ・患者・家族の求めに応じて行われる往診料を歯科でも位置付けてほしい。 同旨2件 ・同日に複数回同じ患者に訪問した場合も、その都度歯科訪問診療料を算定でき るようにすべき。 ・患者の自宅で複数の患者に歯科訪問診療を行った場合と、施設で複数の患者 に歯科訪問診療を行った場合は、別の評価にすべき。 ・ショートステイやデイケアの際に、訪問歯科診療を行うことを認めるべき。 ・歯科衛生士が担当する指導管理料も引き上げるべき。 ・在宅拠点としての保険薬局の機能強化と活用は在宅医療の推進のために不可 欠であり、無菌調剤処理加算、麻薬の薬局間小分け、特殊薬剤の小分け、薬 局で使用できる注射薬の拡大、地域在宅拠点薬局の評価等が必要。 ・基準調剤加算の条件の処方せん集中率を更に厳しく変更するなどして、個人経 営の町の相談薬局がより一層活性化するようにすべき。 -24 時間対応等人員や設備を確定すると、大手調剤チェーンしか対応できない。 都会と田舎の環境の違いを勘案して加算条件を考えるべき。 居住系施設の患者に対する在宅患者訪問薬剤管理指導料を適正化すべき。 ・在宅医療で使用する医療機器について、独立して算定できるようにすること。 ・在宅療養に必要な衛生材料について、衛生材料の実費請求、適切な材料費の 枠を作るべき。 同旨4件 必要な衛生材料は特定保険医療材料として適切な評価を行うべき。 ・在宅自己注射指導管理料について、頻回の指導の加算を新設すべき。一定期 間経過後の評価の引下げは止めるべき。入院や外来等で医師が十分な教育 を行った場合を評価すべき。複数の疾病に対して異なる薬剤の自己注射が必 同旨 12 件 要な場合は、複数の指導管理料を算定できるようにすべき。 複数の医療機関で在宅自己注射指導管理料を算定できるようにすべき。 •インスリン用ペン型注入器を保険薬局で支給できる特定保険医療材料に加える ・人工腎臓の処置回数を16回まで認めて、在宅血液透析に繋げるよう要望する。 同旨1件 ・在宅の多職種による褥瘡対策チームについて、管理栄養士をメンバーに入れる 同旨 11 件 ・褥瘡対策チームの評価は、結果を出しているところへの適正な支払をすべき。 ・在宅患者の負担増にならないよう、一部負担金割合の引下げ、負担限度額の引 下げ等を検討すること。 ・質の高い在宅医療の推進のため、ICTを活用、整備し、地域の医療機関が患者 同旨1件 情報を共有する仕組みが必要。 ・在宅医療が発展・普及する以前の査定を改善すべき。 質の高い家庭医を育て、維持するため、試験を課すべき。

1-4. 医療機関相互の連携や医療・介護の連携の評価について(69件)

主な内容

・周術期の口腔機能管理に関して、歯科を標榜している医科医療機関からも歯科 診療所への情報提供を評価すべき。口腔機能管理後の歯科医師による手術 同旨 16 件 料も評価すべき。

- ・周術期の口腔機能管理について、歯科のカルテ記載、文書提供等の見直しが 必要。
- ・周術期の口腔機能管理では、歯科からも発信できる評価とすべき。
- ・周術期口腔機能管理の対象患者を全身麻酔を必要とする手術等に拡大すべき。 算定回数制限を緩和すべき。
- ・周術期だけでなく、放射線治療や化学療法での口腔機能管理も評価すべき。
- ・日常的な口腔機能管理を充実すべき。医科と歯科の連携に係る改定内容を医 科歯科双方の点数表に分かりやすく表記すること。
- ・かかりつけ主治医と歯科医師の連携、ケアマネと歯科医師の連携が強化できる 評価が必要。
- ・維持期リハビリテーションは経過措置という取扱いをやめて、医療保険から給付すべき。要介護等認定者への給付制限をなくすべき。

同旨 23 件

・維持期リハビリテーションの評価について、経過措置の延長はよいが、適正化に は反対。

同旨1件

- ・在宅患者について、訪問看護ステーション、訪問診療医、居宅介護支援事業者 等で合同カンファレンスを行った場合に共同指導を評価してほしい。
- ・連携に当たって行われる診療情報の提供を適切に評価すること。入院期間中や 特養に対しても算定できるようにすること。

同旨2件

- ・診療情報提供書について、照会時の算定を認めるべき。
- ・居宅介護支援事業所への情報提供料について、介護保険の居宅療養管理指導 と併算定できるようにしてほしい。
- ・連携に係る加算項目について、特別の関係による算定制限を廃止すべき。
- ・介護施設入所者の外部医療機関による診療制限を緩和すること。
- ・特養入所中の患者が急変する度に急性期病院に丸投げされ、急性期病院がパンクしないよう、特養での診療行為に対する診療報酬を引き上げるべき。

同旨 10 件

- ・老健の診療内容に制限をかけるべきでない。
- ・施設への看護師に対する点滴注射管理指導料を新設すべき。
- ・診療情報提供料について、地方自治体機関への情報提供を算定可とし、増額すること。
- ・退院調整業務を担う職種として、社会福祉士の配置を入院基本料の中で評価するか、社会福祉士の病棟配置を行った場合の加算を設けるよう要望する。
- ・腹膜透析(CAPD)について、研修を受けたヘルパーや介護スタッフにCAPD支援を容認し、介護施設で長期にCAPD患者を受け入れたときのインセンティブを設定すべき。
- ・電子カルテにより患者の情報共有を行っているところは診療報酬で加算が取れるようにしてほしい。

同旨1件

- ・地域医療連携について、点数化、インセンティブの設定を検討すること。
- 2.「4つの視点 I」 充実が求められる分野を適切に評価していく視点
 - 2-1. 緩和ケアを含むがん医療の推進について(10件)

主な内容

・外来化学療法加算について、看護師配置や抗がん剤暴露防止のための機材の 購入など、コスト高になるものが多いため現状に応じた加算とすべき。

- 緩和ケア医療において、精神科医を有効活用すべき。
- ・がん性疼痛緩和指導管理料について、医師が看護師・薬剤師等と連携して疼痛 評価を行う場合により高い点数設定とすべき。
- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理料について、末期がん患者の自己調整可能な精密 持続ポンプを保険適用で使用できるようにすべき。
- ・ニコチン依存症管理料について、入院患者も保険適用とする、1年以内の再治療にも保険適用とする、受診回数・期間の制限を撤廃するなど、禁煙希望者を強力にサポートすること。

同旨5件

・歯科医師の禁煙支援を評価すること。

2-2. 精神疾患に対する医療の推進について(437件)

主な内容

- ・向精神薬を多剤処方した場合の通院在宅精神療法の適正化について、多剤処方となるケースは、治療に難渋する場合が多く、精神療法にも通常以上の働きかけを要するため、減算には反対。
- ・単剤化を勧めてもどうしても応じない患者が多剤使用となっている。多剤処方をしている患者の診察時間は普通よりも長くかかっており、通院在宅精神療法の点数を減算するのは逆である。
- ・難治性の患者は多剤処方で何とか安定している実態があり、向精神薬の多剤 処方による通院在宅精神療法の減算は、現実の医療現場を無視しており、断 固反対。
- ・精神科医が患者の病状に合わせて薬剤を処方しているが、向精神薬の多剤処 方の通院在宅精神療法の減算は医学的な根拠がない。
- ・各薬剤の薬効、相互作用、患者特性、用量等を考慮せず、薬剤数のみで規制する本案には医学的根拠はなく、適切な向精神薬の投薬の推進にならない。
- ・精神科医の裁量を根拠乏しく制限すれば、患者が治療を受けられる医療機関が限定され、患者が集中する医療機関は対応困難となる。

同旨 354 件

- 精神科専門療法を請求できない精神科以外の科で処方させる場合は減算にならないことは制度上矛盾する。
- ・精神療法と薬剤の処方は本来別々の医療行為で、向精神薬が多剤処方されているからといって、精神療法の質・量に影響することはない。同じ時間・内容の精神療法を行っているのに、薬の数で精神療法の値段が変わるのは不合理。
- ・多剤処方の適正化は、処方せん料、処方料、調剤料等、処方に関する点数で調整できないか。または、薬代の自己負担率を上げる、一定額を自己負担額に上乗せするなど。
- ・向精神薬の減量には、症状の増悪や退薬症状に留意した厳重な医学的管理と 長期間にわたる減薬プログラムに基づいた治療計画が必要で、少なくとも2年 間の経過措置を設けるべき。
- ・多剤併用を一元的に減点する対応は非科学的・非現実的である。多剤併用が 弊害をもたらすこともあるが、一元的に減額すると、本当に必要かつ適切で多 剤併用となった患者や医療機関が追い込まれるだけ。
- ・精神安定薬の多剤処方を避け、原則1~2剤として、効果がなければ増量、1剤ずつ入れ替える。粉薬の多剤処方を制限する。処方は原則2週間とする。多剤処方や1か月以上の長期処方はてんかん、精神病、統合失調症、双極型感情障害の一部に限定的に認める。

・向精神薬の多剤処方の適正化について、進めるべき。就業を中心とした社会復帰を促進する治療の在り方、投与すべき薬の適正量の検証が重要であり、精神疾患患者をスムーズに再発せずに社会復帰を実現する医療体制を構築すべき。	
・ 向精神薬を多剤処方した場合の適正化について、災害時の医療支援を想定し、	
平時から多剤併用処方の適正化に努めることは、精神医療従事者の責務。薬	同旨2件
利の種類は、商品ベースでなく、有効成分ベースで計算すべき。	147 117
・適切な向精神薬の投薬の推進について、抗精神病薬、抗うつ薬・気分安定薬、	
抗不安薬・睡眠導入剤のそれぞれで併用されているかを評価の対象とすべき	
であるが、可能な限り多剤併用を整理し、処方をシンプルにすることは精神科	
ユーザーのためになる。	
・薬物中心の治療構造を変えるため、認知行動療法が可能なように医療心理士	
を点数化、境界パーソナリティや統合失調症の社会適応を図るために家族相	
※ 一	
談で訪問有護ができれ、グリーググにおいてノーンヤルノーガーの点数化等を認めること。	同旨2件
・薬物療法以外の治療の報酬アップ、治療行為を認める臨床心理士の点数化、ク	
リニックにおけるソーシャルワーカーの点数化を認める。	
・病院のデイケアで重度の障害者が維持されている例もあり、精神科デイケアを1	
年以上利用している患者の評価は見直すべきではない。	同旨 15 件
- ・入院から在宅への移行を推進しており、デイケアの点数削減はすべきでない。	
・精神科デイケアは、地域活動支援センターと業務が重複しており、長期利用は	
・桐仲付) イソ) は、地域活動又振 ピンターと未然が 単複し こおり、長期利用は 見直すべき。	同旨1件
元旦9 * 、	
-24 時間体制の多職種チームによる在宅医療の評価は、推進すべき。	
・アウトリーチ支援事業を行ってきたが、早期の段階で本人にアクセスできるシス	
テムとして効果的であった。人的資源を濃厚に投入する必要があり、診療報酬	同旨 12 件
での妥当な評価、誘導が必要。	
・24 時間体制の多職種チームの訪問活動は、在宅医療を提供しているスタッフが	
24 時間しつかり対応するという縛りが必要。	
・在宅医療に努力している精神科診療所や訪問看護ステーションの多職種チーム	
による在宅支援も評価してほしい。	
・地域移行支援チームの職種に管理栄養士を必要な職種としてほしい。	
・通院・在宅精神療法について、1時間以上になる場合の加算や新点数を設けて	日上14
ほしい。	同旨1件
・通院・在宅精神療法について、診療時間5分超の時間要件を撤廃すべき。	
・地域移行、地域定着に必要なのは、調子が悪くなる前に対処することで、短時間	
でも頻繁にコンタクトをとることが重要。在宅・通院精神療法の長時間診療の評	
価の新設は不必要。	
・精神療養病棟入院料及び精神病棟入院基本料において、精神保健福祉士を配	
置した場合の評価の新設はあるべき姿である。	
•精神科専門療法料、精神科入院基本料、入院基本料加算、精神科救急入院料	
等を増額するとともに、算定要件を緩和すること。精神科以外の病棟、外来で	同旨1件
の精神科医師による診療行為について算定を拡大すること。	
・精神病床について、人員配置基準・診療報酬を全ての期間を通じて一般病床と	
同等に引き上げるべき。その上で、精神保健福祉士や作業療法士、臨床心理	

士等の必要な専門職の配置を行うべき。	
精神科救急入院料について、24時間365日、	精油保

- ・精神科救急入院料について、24 時間 365 日、精神保健指定医を配置し、どのような患者もまずは断らずに受け入れることを徹底している病院を評価すべき。
- 精神科救急入院料について、医療保護入院の患者も算定対象としてほしい。
- 精神科救急入院料と急性期治療病棟入院料の評価の格差が大きすぎる。
- ・精神科急性期治療病棟入院料について、身体合併症の治療部分は別に算定で きるようにしてほしい。
- ・旧総合病院の精神科の廃止が続いているが、精神病棟入院基本料について、 医師体制による加算又は旧総合病院としての加算をしてほしい。
- ・精神療養病棟について、病棟毎に常勤の指定医を配置する必要はない。病棟 に貼り付けにして、外来診療ができないのは不合理。

同旨1件

- 精神療養病棟の入院患者は高齢化し、身体合併症の発症が急性期病棟より頻発しており、精神療養病棟で身体合併症管理加算を算定できるようにすべき。
- ・精神疾患の身体合併症の治療は7日以上かかっており、看護及び治療の対応 は一般科に比べて手間暇がかかり、実態の評価をすべき。
- ・精神科病床の身体合併症治療について、同一病名でも再罹患した場合の評価 を行えるようにしてほしい。

同旨8件

・継続外来支援指導料について、抗不安薬や睡眠導入剤の多剤併用のペナルティの適応される薬剤に矛盾を感じる。

同旨1件

- ・精神科隔離室管理料の算定の7日の日数制限を撤廃すべき。
- ・入院精神療法について、週1回又は2回の回数制限をなくし、入院期間に関わりなく、同一の点数が算定できるように見直すべき。
- ・退院促進を進めるため、入院中のケア会議に診療所側が出席した場合に何らかの評価をしてほしい。
- •NSTは褥瘡対策に有効であり、精神科病院に当該加算を設けてほしい。
- ・精神科退院前訪問指導料について、准看護師でも算定対象としてほしい。
- ・入院精神療法 I について、入院日から3か月の期限をなくしてほしい。
- ・認知症治療病棟以外の精神病床において、同一病名でも再発症した場合の評価を行えるようにしてほしい。
- ・精神科作業療法について、実施時間と取扱人数を見直すべき。
- ・精神科作業療法について、作業療法士1人当たり算定患者数を 25 人から下げるべき。

同旨1件

- ・セルフコントロールの視点が医療には重要であるが、依然として進んでいない。
- ・一般診療科において、初診患者の精神疾患の診断、精神科での診療を希望しない場合の治療をする評価を設けてほしい。
- ・入院基本料の低い精神科では 72 時間の計算方法をシンプルにして、何らかの 緩和措置が必要。

同旨1件

2-3. 認知症への対策の推進について(11件)

べき。

主な内容 ・重度認知症加算は、減算は止めて、3~6か月の機関で加算を考えるべき。 ・認知症患者への在宅歯科訪問診療の適切な評価を要望する。 ・認知症への歯科アプローチを評価すべき。 ・認知症があり、入院が必要な患者には、適切な医療と看護のため加算を新設す

- ・認知症の早期把握・対応、予防強化のため、本人や家族の相談を受け、診断を行う機関を評価すべき。
- ・認知症の外来でも多職種連携で本人と家族をバックアップしており、評価すべき。また、若年性認知症への対策を検討すべき。
- ・認知症患者の救急搬送受入れ促進のための加算設定が必要。
- ・認知症判断テスト(HDS—RやMMSE)について技術料として評価すべき。
- ・小児科以外の開業医は、介護認定審査員を2期4年は務めるべきで、診療報酬 の付加点数を設定すべき。

2-4. 救急医療、小児医療、周産期医療の推進について(29件)

_ 救急医療、小児医療、周産期医療の推進について(29件)	
主な内容	
・救急医療管理加算について、厳格化すべきではない。	
・救急医療管理加算の見直しによって、二次救急医療機関にマイナスにならない	
ようにすべき。	
・救急医療管理加算について、入院時に重症患者の状態であれば、該当期間に	同旨5件
重症の状態ではなくなっても算定できるという内容は現行のままとすべき。	回日の仕
・救急医療管理加算について、「重篤ではない」として査定されるケースが多い	
が、生命に別状がないケースでも入院加療が必要な患者は多く、現行の要件	
を維持したまま、より明確にしてほしい。	
・時間外・夜間・休日の入院、平日日中の救急搬送からの入院を評価してほしい。	同旨1件
・診療結果で重病でない場合も、時間外加算、休日加算、深夜加算を算定できる	
ようにすべき。	
・救命救急センターや小児救急医療を行う基幹病院に対する評価をすべき。	
・1次救急医療機関で救急車を受け入れた場合の救急加算を設けるべき。	
・地域ではどこかの医療機関に各診療科の専門医がいる体制を作るべき。	
・急性薬毒物患者の評価について、一般の救命救急センターでも評価すべき。	同旨1件
・小児入院医療管理料について、平均在院日数を延長し、無菌治療室管理加算	同旨5件
を包括項目から除外すること。	回日の什
・小児科外来診療料を算定している医療機関が小児在宅医療を行う場合、出来	
高で算定できるようにするとともに、レセプト平均点での集団指導・個別指導か	
ら除外すること。	
・小児科外来診療料の包括から、気管支喘息の症状が落ち着いている場合の2	同旨1件
週間や4週間の処方、インフルエンザと診断した場合のタミフル等を除外してほ	IPI II I IT
しい。	
・外来診療料から、溶連菌迅速検査定性、インフルエンザウイルス抗原定性等の	
検査、タミフル、オゼックス等の高額な薬は除外してほしい。	
・小児科外来診療料について、点数引き上げと対象年齢拡大をしてほしい。	
・小児科外来診療料について、時間外対応加算も算定できるようにしてほしい。	
・小児特定疾患カウンセリング料、小児科療養指導料、小児悪性腫瘍患者指導管	
理料、小児科外来診療料、小児療養環境特別加算、小児入院医療管理料につ	
いて、増額するとともに、要件を緩和すること。	
・産科、産婦人科の超音波検査は、審査基準を緩和すること。	
・1000g 未満の新生児は、取り扱える医療機関限られており、新生児特定集中治	
療室管理料とは別個にした方がよい。	
・NICUからの転院を受け入れる医療機関について、200床以上、診療所、複数の	

医療機関の場合があるが、関係する全ての医療機関に診療報酬がつくようにすべき。

・レスパイト入院に対する評価を検討すべき。

2-5. リハビリテーションの推進について(54件)

٥.	リハヒリナーションの推進について(54件)	
ı	主な内容	
	・回復期リハ病棟の重症度・看護必要度を見直し、ハードルを上げると、機能が十	
	分に発揮されなくなるので、慎重な対応が必要。	同旨4件
	・重症度・看護必要度の見直しには反対。	问日4计
	・回復期リハ病棟の評価は、リハ必要度、患者のADL等で行うべき。	
	・回復期リハ病棟の重症度・看護必要度の見直しについて、経過措置を設けてほ	
	しい。	
	・回復期リハ病棟入院料について、退院患者の在宅復帰率を要件としないこと。	
	・回復期リハ病棟について、専従医師・専従社会福祉士の配置加算、患家等訪問	
	の加算は賛成。	同旨1件
	・1名のソーシャルワーカーが担当する患者数は 25 名が妥当。	
	・回復期リハ病棟について、専従医師の配置加算について、専従だと院内で融通	
	がきかないので、病棟のみの貼り付けにならないよう配慮が必要。	同旨1件
Ī	・回復期リハ病棟について、休日リハビリ提供体制加算の包括化には反対。	同旨5件
-	・回復期リハ病棟入院料について、合併症の治療を併せて行う必要のある患者に	
	対して、1日当たり50点を増額すること。	
-	・急性期病棟では、疾患別のリハビリテーション料について、早期リハビリを進め	
	るため、疾患別でない専任医要件に改める必要。また、急性期病棟では、生活	
	機能の回復に限らず、その予防にもリハビリを行ってよいこととすべき。	
-	・リハビリによる早期退院の促進や急性期病床の平均在院日数の短縮は、医療	
	難民を生み出すので反対。	
ľ	・回復期リハ病棟の療法士が訪問リハを行うことが、患者に負担感がなく、支援内	
	容も適切に行えるため、回復期リハ病棟入院料の療法士の専従基準を「病棟	
	の入院患者に関する業務を80%以上行う者」とする必要。	
ľ	・特定集中治療室管理料を算定している場合にリハビリテーション料の算定が認	
	められない取扱いを改めてほしい。	同旨1件
	・緩和ケア病棟でのリハを出来高で算定できるようにすべき。	
ľ	・リハビリテーションの算定日数上限を撤廃すべき。また、事務作業を簡素化し、	EE.0#
	主治医の判断で継続可能な制度とすべき。	同旨6件
-	・疾患別リハビリテーションの算定可能単位数の逓減制は採用しないこと。	同旨1件
	・上限日数のない障害者リハビリテーション料について、成人期の点数を引き上	
	げること。	
	・廃用症候群に対するリハビリテーションは、厳格に適応疾患を決めるか、運動器	日巳1卅
	リハビリテーションの範疇で算定すべき。	同旨1件
	・廃用症候群の評価を厳しくせず、疾患別リハビリテーション体系の抜本的見直し	
	を行うべき。	티드이셔
	・廃用症候群のリハビリの対象拡大と評価引き上げが必要。	同旨2件
	・廃用症候群のリハビリの対象患者の明確化は難しいと考える。	
Ī	・急性期病棟のリハビリテーションスタッフの配置の評価は、条件を付けずに幅広	日ヒュル
	く評価すべき。	同旨1件

・急性期病棟のリハビリテーションスタッフの配置の評価は必要ない。	
・初期加算、早期加算を外来でも引き続き算定できるようにする際、地域連携診	
療計画管理料を算定するケースに限らず、全てのケースで算定可能とすべき。	
・外来患者の初期加算の開始日は、外来リハ開始日とすべき。	同旨2件
・外来リハについて、医師の診察に基づく月毎の管理料の設定と処方せんによる	
実施を認めるべき。	
・外来リハの受入体制は入院病棟リハとの格差がありすぎ、リハビリの外来への	
早期移行は困難。	
・外来リハについて、高額医療となることが多く、適応・OT・PTなどの基準を強化	
すべき。	
・運動器リハⅠと脳血管疾患等リハⅡは同じ点数で評価すべき。外来で運動器リ	
ハ I が算定できるようにすべき。	同旨1件
・運動器リハと脳血管リハの評価は統一すべき。	
・リハビリテーション総合計画評価料について、本人が認知症で家族がいない場	
合等、条件付きで本人・家族の同意サインなしで算定することを認めてほしい。	
・摂食機能療法について、肺炎等による摂食・嚥下機能の低下を来す高齢者も対	
象者とすべき。	
・理学療法士を雇用しやすい環境(点数)を設定してほしい。	
・リハビリの査定が厳しいが、1日単位数の上限まで保険請求を認めてほしい。	同旨2件

2-6. 歯科医療の推進について(319件)

主な内容	
・これまで低く抑えられてきた歯科固有の技術の点数を引き上げるべき。	同旨 20 件
・歯科も医科と同じ初・再診料にしてほしい。	同旨 14 件
・診療報酬の大幅引上げが必要。	同旨4件
・小規模の歯科医院の切り捨て、二分化にならないようすべき。	
・歯科医療機関は、数の増加及び歯科疾患の減少により、経営が困難となり、差	
別化を図るために過度の設備投資を行っている。このことが、不要な診療を招	
き、歯科医療費の増大や良質な医療の妨げになっているので、設備基準の緩	同旨3件
和や診療連携の一層の促進を図り、誰もが良質な医療をどこでも受けられる体	
制を構築していただきたい。	
・歯科診療特別対応連携加算について、患者の割合での施設基準はそぐわな	同旨5件
い。施設基準の緩和等を図ってほしい。	PJEON
- 患者や家族に対するアドバイスなど、著しく歯科診療が困難な者に対する歯科	同旨1件
医療の充実を図るべき。	120 111
- 外傷による欠損症例に対する小児義歯の適用は大いに評価。	同旨8件
- 歯列不正を早期に予防することにより、医療費の増加を防ぐことにもつながる。	N H O II
・小児の乳切歯、乳犬歯、第二小臼歯の喪失症例に対する保隙装置についても	
検討すべき。	同旨 13 件
・欠損症例について、外傷だけに限定すべきではない。	
・小児保隙装置の歯科医による設計の自由が必要。小児義歯は成長等を考慮す	同旨1件
ると、成人より期間の短い新製、修理等の評価が認められるべき。	120 111
・小児の口腔機能の獲得・成長を促すため、口腔習癖や摂食・咀嚼訓練、食育な	同旨2件
どの指導管理を適切に評価すること。	
・成人期における舌接触補助床等の訓練を評価すべき。	同旨1件

・摂食・嚥下障害患者に対するリハビリテーションにおいて、舌接触補助床(PAP)	
はすでに導入されているが、軟口蓋挙上型鼻咽腔部補綴装置(PLP)は、有用	
性が広く認知されつつあり、製作、調整の要請が増加傾向にあるが、いまだ歯	
科診療報酬の項目として明確な位置づけがされていない。脳血管障害等の術	
後患者に対してPLPの適用を明確に位置づけることが喫緊の課題である。	
・義歯調整管理料の回数制限を廃止すべき。	同旨 11 件
・義歯管理料について、一口腔単位という規定が臨床の場の実態と乖離している	
面もあるため、1装置単位の算定にするなど、実態に即した評価になるよう検	同旨6件
討が必要。	
・有床義歯は「新たに有床義歯を作製する場合は、原則として前回有床義歯を作	
製してより6ヵ月を経過した以後とする」となっているが、他院で作製した有床義	同旨2件
歯の作製時期の確認が困難であることから、有床義歯新製の取扱いの見直し	四日七十
を要望する。	
・口腔内の床下粘膜調整処置を行った場合に、異なる疾患である別部位の義歯	同旨2件
管理料が算定できなくなる取扱いを見直すべき。	问日之什
・義歯補強線の算定復活をお願いしたい。	同旨2件
・義歯作成直後に再製作が必要になる場合があり、義歯新製後半年以内の新製	
禁止を廃止すべき。	
・高齢者の義歯紛失について新製できるよう、柔軟な対応ができる仕組みを作っ	
てほしい。	
・医学管理等の文書提供を簡素化又は廃止してほしい。	同旨 42 件
・明細書は患者の求めがあった場合のみ発行すればよいこととすべき。	同旨4件
・歯周病安定期治療の一口腔単位から歯数単位への改定は実態にそぐわない。	
臨床にあった改定をすべき。	同旨 11 件
・一口腔単位から歯数単位の見直しは診療報酬点数表の平易化・簡素化に逆行	问日八件
する。	
・少数歯に対する評価を下げるべきではない。	
・歯数が少ないほど歯周病が重度であり、歯数の多少により歯周病安定期治療	同旨6件
に要する時間の差は少ない。	
・中等度以下の歯周病患者にも認めること。	同旨5件
・歯数単位に見直す場合は、同時に算定間隔の短縮も考慮すべき。(例:3月に1	
回→少数歯は月1回に限り算定)	
・幼年期からの歯周病予防が治療に至ることを防ぎ、医療費の削減につながる。	同旨1件
歯周病予防の適切な評価をすべき。	四日八十
・在宅等で療養を行っている者に限らず、自立度が低下しているものの通院可能	
な者に対してもフッ化物歯面塗布の評価を認めるべき。	同旨8件
・成人へのフッ化物塗布を認めてほしい。	
・歯科疾患管理料の留意事項に「歯の欠損症のみを有する患者を除く」とあるが、	
・歯科疾患管理料の留意事項に「歯の欠損症のみを有する患者を除く」とあるが、 歯の欠損症のみを有する患者も継続した管理が必要である場合があり、不適	同旨1件
歯の欠損症のみを有する患者も継続した管理が必要である場合があり、不適 切。	同旨1件
歯の欠損症のみを有する患者も継続した管理が必要である場合があり、不適	同旨1件
歯の欠損症のみを有する患者も継続した管理が必要である場合があり、不適 切。	
歯の欠損症のみを有する患者も継続した管理が必要である場合があり、不適切。 ・根管治療に回数制限を加えることは反対。	同旨 19 件
歯の欠損症のみを有する患者も継続した管理が必要である場合があり、不適切。 ・根管治療に回数制限を加えることは反対。 ・難易度の高い根管治療に対して適切な評価をすべき。	

中止すること。 ・包括払いを出来高払いに改善してほしい。(例:インレー形成時の除去の算定不可、歯肉息肉除去) ・歯の保存技術の再評価を行うべき。 ・シーラントの年齢制限の緩和。 ・連結冠等の切断面を研磨して残すことに対する評価をすべき。 ・充形・修形時の浸麻料を加算してほしい。	同旨3件同旨2件
・包括払いを出来高払いに改善してほしい。(例:インレー形成時の除去の算定不可、歯肉息肉除去) ・歯の保存技術の再評価を行うべき。 ・シーラントの年齢制限の緩和。	同旨2件
・包括払いを出来高払いに改善してほしい。(例:インレー形成時の除去の算定不可、歯肉息肉除去) ・歯の保存技術の再評価を行うべき。	同旨2件
・包括払いを出来高払いに改善してほしい。(例:インレー形成時の除去の算定不可、歯肉息肉除去)	同旨2件
・包括払いを出来高払いに改善してほしい。(例:インレー形成時の除去の算定不	
	同旨3件
	同旨3件
・レセプト摘要欄に治療行為の日付を記載させることは個人情報保護の観点から	
範囲の拡大が必要。	
・メタルボンド、金属床、矯正、インプラントなど既に一般化された技術の保険適用	同旨3件
・感染症患者に対応した場合の加算として、感染症対策加算を新設すべき。	同旨2件
広げるとともに、医科歯科連携を積極的に進めるべき。	
上で、医科との連携が欠かせない。全身疾患への対応における歯科の範囲を	
・歯科医院の患者のほとんどが何らかの基礎疾患を有しており、歯科治療を行う	同旨4件
・歯科の判断で周術期の管理を始めることが出来るようにしてほしい。	
・周州朔口腔機能管理の推進と病診建携の更なる推進。特に歯科の併設のない 病院における評価の充実をしてほしい。	
・	
し、また、紹介先を支援診の診療所だけでなく、全ての歯科診療所としてほしい。 ・歯科から医科への情報提供も評価してほしい。	
介元を医科の在支診・病からの情報提供に限定せず、全ての医科医療機関と	同旨 13 件
・医科から歯科への情報提供の評価について、在宅歯科診療を推進するため、紹	
歯科診療の評価をこれ以上下げるべきではない。	
・大規模営利目的の訪問診療屋は療担規則で規制すべきであり、施設への訪問	同旨3件
・訪問診療料の「20分以上」の縛りを撤廃すべき。	同旨7件
実へ向けた評価を行うこと。	_
すことも含め、生涯に亘る口腔機能の維持・向上に向けて、口腔機能管理の充	同旨3件
・特に高齢者における口腔機能の低下が、生活の質の低下に大きな影響を及ぼ	
抗力による脱落破損の場合は除外してほしい。	
・クラウン・ブリッジ維持管理料は過剰な咬合力による歯牙破損や外傷など、不可	
・自院の責任でない破損についてのクラウン・ブリッジ維持管理は納得できない。	同旨6件
管理料を廃止すべき。	
・2年間という根拠のない管理期間は設けるべきではなく、クラウン・ブリッジ維持	
ごとに算定できるようにすること。	同旨4件
・クラウン・ブリッジ維持管理料は歯科医師の判断で、維持管理し、少なくとも装置	_
ある。6万月ことの点数兄直じは現仏を反映しているとは言いかにく、貞担が人 きい。代替可能な材料(ファイバー等)の速やかな導入を求める。	11 H H H1
- * ・	同旨4件
近した内谷に変更してはしい。 ・金銀パラジウム合金の相場による価格変動が大きく逆ざやを生じることが多々	
・根管治療について、同一初診内で1回のみの算定だが、長期にわたる治療を想 定した内容に変更してほしい。	
とは、放射線被ばくの観点からも適切ではない。	
・複数歯の加圧根管充填を異なる日に行った場合にX線撮影を算定要件にするこ	同旨1件
てほしい。	
が同じとなっており、4根管の歯牙に対する抜随及び感染根管治療の評価をし	同旨1件
・根管数が増えると時間と労力が増加するにも関わらず、3根管と4根管の評価	

設けるべき。

- ・歯科医師によるがんの唾液検査を評価すべき。
- ・諸外国の歯科診療報酬並みの大幅な改善をすべき。
- ・著しく歯科診療が困難な者に対して歯科訪問診療を算定した場合に齟齬が生じ ないようにしてほしい。

2-7. 的確な投薬管理・指導の推進について(49件)

主な内容 ・お薬手帳の有無を算定要件とすると、手帳を拒否する患者が増えるので、やめ ・お薬手帳を必要としない患者に対して薬剤服用歴管理指導料の評価を引き下 同旨 11 件 げると、平成24年度改定前に戻ってしまう。患者も混乱する。 お薬手帳のデータ電子化などを進めるべき。 ・薬剤服薬歴管理指導料について、初診時に限り算定可として、2回目からは処方 内容に変更がある場合や患者が希望する場合に限り算定できることとすべき。 同旨2件 薬剤服薬歴管理指導料について、患者の同意を前提とすべき。 ・大病院の慢性疾患に対する長期処方は、何か月に及ぶものもあり、医療とは言 同旨4件 えず、長期処方の期間に上限を設定すべき。 ・療養病床や精神病棟において、病棟薬剤業務実施加算の4週間の制限を撤廃 同旨 19 件 し、全ての病棟や患者を対象とすべき。 薬剤管理指導業務について、意識がない患者や認知症等で理解力のない患者 も対象とすべき。 ・入院中と入院外で調剤技術基本料を42点に合わせてほしい。 同旨2件 多剤投与の相互作用(併用注意・禁忌)に対する管理料・加算を新設してほしい。 ・残薬のチェックを保険薬局の一つの仕事として義務付けるべき。 ・薬の処方について、5捨6入はやめるべき。 医療材料や衛生材料のみでも調剤基本料を算定できるようにすべき。

2-8 手術等の医療技術の適切な評価(34件)

・分割調剤の導入を行うべき。

٠.	子前寺の医療技術の過労な計画(34件)	
l	主な内容	
Ĭ	・胃瘻からの離脱のための摂食機能療法の評価では、管理栄養士の存在が必要	同旨 11 件
	と明記すべき。	问日八十
	・休日・時間外・深夜加算の対象に、心臓カテーテル検査も拡大してほしい。	
	・内視鏡検査の休日・時間外・深夜加算とは別に、内視鏡検査の基本点数を引き	
	上げてほしい。	
	・同一手術野における複数手術の併算定を認めるべき。	同旨1件
ĺ	・外来管理加算は手術・処置を行った際に算定できず、外来管理加算を廃止し、	
	再診料に組み込むべき。	
Ī	・鼓膜切開術にレーザー加算、鼓膜開窓術の新設を要望する。	
Ī	・ナビゲーション手術、低侵襲手術等を一層高く評価すべき。	
	・水晶体再建術の点数削減は行うべきでない。	
Ī	・歯髄温存療法等、なるべく歯髄を残して抜髄を避けようとする処置の点数が低	
	いので、引き上げるべき。	

- ・感染根管治療等の処置は、労作時間に対して算定点数が低いので、引き上げるべき。義歯調整算定回数制限を見直すべき。
 ・コンピュータ技術を用いたセラミック修復 CADCAM 技術の歯科医療現場への導入を検討すべき。 同旨1件・CADCAMシステムの対象を大臼歯まで広げるべき。
 ・高気圧酸素治療について、救急的疾患で1週間以上経過した場合等の点数を引き上げるべき。 同旨6件・移植医療について、迅速な治療体制の構築、専門的で高度な判断に対する評価を検討すべき。・難易度や専門性等の指標を示しにくい内科疾患に関する指導・管理等を適切に
- 2-9. 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーションの適切な評価について(9件)

主な内容

・平成28年度改定において、対象範囲を狭めることなく、新薬創出・適応外薬解消等促進加算を制度化すべき。

・優先的に保険導入すべきとされた医療技術は、積極的に保険導入を行うこと。

- ・類似薬がない新薬の評価方法を、原価計算方式以外の例えばHTAで評価する 等、新たな評価方法を検討すること。
- ・選定療養は速やかに保険適用すべき。

評価すること。

- ・ヘリコバクターピロリ抗体検査について、慢性胃炎等の胃・十二指腸疾患の病名 を加えるべき。
- ・検査、処置、手術等で使用する医療材料は特定保険医療材料として、また、使用する薬剤は薬剤料として算定できるようにすること。
- ・留置カテーテル設置時に使用する薬剤料について、手技料に含めず算定できる ようにすること。
- ・呼吸器リハと同日に行った酸素吸入及び酸素の費用について、包括とせず、算 定できるようにすること。
- ・新生児血液検査について、UBアナライザーを用いてTBとUBをEIAによって分離定量できる方法をルーチンの検査法にすべき。
- ・腫瘍マーカーについて、第一選択肢としてできるようにすること。
- 2-10. DPCに基づく急性期医療の適切な評価について(21件)

ľ	,DPUに基プス記任朔医療の適切な評価について(ZTH)	
	主な内容	
	・7日以内の入院も一連となると、心カテ目的で入院し一度退院してPCIを行うケースなどで、治療法に影響がでることもあり、請求方法の変更を要望する。	同旨1件
	・機能評価係数Ⅱへの後発医薬品指数の導入について、どのような医薬品を用いるかは意思が決定すべきであり、反対である。	
	・大学病院本院から指導医療官を派遣した場合に指数を一定程度加算すること が検討されているが、本省への派遣者も同等の評価をすべき。	
	・DPCの機能評価係数 II に指導医療官の派遣とあるが、保険診療の趣旨から外れている。何らかの補助金とするべき。	同旨1件
	・臨床研修病院入院診料加算について、臨床研修プログラムの有無、研修医受 入れ診療科毎の指導体制等を考慮し、加算点数を決定すべき。	

- ・DPCの様式1は、改定毎に項目が変わり、医療機関の負担が増す。適正な項目数、提出期限を検討すべき。
- ・DPCの様式調査は、診療報酬とは別の形で手当てすること。
- ・標準病名マスター作業班のDPC検索ソフトウェアを更新すること。
- ・DPCの係数配分が急性期医療に過剰配分されており、見直しを図る必要。
- ・DPCは出来高部分と包括部分が混在し、出来高部分の割合が減少していない。医療機関を通じて適正な情報発信がなされることを施設基準で定め、診療報酬点数に反映すること。
- ・死亡率、手術件数、合併症発生率、診療計画、人員配置等の指標を設定し、診療報酬算定に盛り込むこと。
- ・患者満足度への取組の点数化を検討すべき。
- ・DPCは出来高の請求可能分が多すぎるので、再考すべき。
- 新鮮凍結血漿は点数が大きいにも関わらず包括対象となっており、出来高算定項目とすべき。
- •同一病院内の非DPC病床からの再DPC転棟を規制すべき。
- ・部位不明・詳細不明コードの使用割合が 20%以上の場合に機能評価係数Ⅱが 0.05 減点となるが、部位不明・詳細不明に該当する割合の高い病名もあるので、対象病名の見直しをしてほしい。
- ・一部の急性期病院を中心としたIR—DRG試行調査を検討すべき。
- ・複雑性係数とカバー率係数について、大学病院は、12 症例の条件を撤廃するか、I 群の病院の基礎係数を上げてほしい。
- ・地域医療係数における I 群病院の定量評価指数について、大学病院は三次医療圏以外の患者割合が高いので、配慮すべき。
- ・術後合併・感染を副傷病名として反映させる等、副傷病分岐の充実による診断 群分類の改善を検討すべき。
- 3.「4つの視点Ⅱ」 患者等から見て分かりやすく納得でき、安心・安全で質の高い医療を実現する視点
 - 3-1. 患者に対する相談指導、医療安全対策、明細書無料発行、患者データ提出等の推進について(46件)

٠.	思有に対する伯談指导、医療女主対象、明神音無科光打、思有が一次提出寺の推進について(40件)	
	主な内容	
	・再診時歯科外来診療環境体制加算について、引き上げるべき。初診も高い評価	
	とすべき。	同旨 15 件
	・初診時の点数の引下げとならないようにすべき。	
	・再診時歯科外来診療環境体制加算や在宅療養支援歯科診療所など、施設基	
	準による差別はやめること。	同旨2件
	・再診時歯科外来診療環境体制加算について、歯科衛生士の配置の要件を撤廃	问日乙什
	すべき。	
	・医療安全対策は、すべての医療機関が行えるよう基本診療料を引き上げること。	
	・口腔機能の低下した高齢者の誤嚥・誤飲の危険性が増加しており、ラバーダム	
	防湿等を評価すること。	
	・歯科の情報提供文書の患者への提供は、文書作成の労力と時間が多く、画一	
	的でない情報提供文書の在り方を検討すべき。	同旨4件
	・歯科疾患管理料の算定要件から、患者の自署、文書提供をなくすこと。	
	・明細書無料発行は、医療機関に負担を求めるのは不適当。	同旨9件

- 明細書無料発行の促進には反対。
- 明細書は希望する患者にのみ発行することとすべき。
- 明細書は患者とのトラブルを引き起こすので廃止すべき。
- 明細書の患者への無料発行を義務化すべき。
- ・明細書の無料発行について、400 床未満の病院、診療所でも平成 28 年度に義 同旨1件 務化すべき。
- ・診療録管理体制加算の引上げを要望する。
- ・国のデータ収集に保険財源を使うのは筋違い。
- 情報処理資格を有する者を配置する場合に一定の評価を行うこと。
- ・患者の栄養指導について、関連する全ての点数を引き上げること。
- ・患者サポート体制充実加算、医療安全対策加算等については、病院規模に応じ た配置人員を規定すべき。
- ・医療安全対策加算、感染防止対策加算は、広く医療機関が算定できる要件とすべき。

同旨1件

- ・病名について、標準病名マスターの整備に併せて、標準病名の表記を改善するとともに、DPCコーディングの質の向上を図ること。診療行為について、診療報酬点数表の表記は改善すること。常用医学用語に換え、分かりやすい説明を加えること。診療報酬点数表の表記を根本的に見直し、算定ルールを分かりやすくすること。領収書・明細書の表記を分かりやすいものにかえ、全ての患者に明細書を無料交付すること。診療記録がまとめられたものを患者に交付し、各医療機関で診療情報を共有化すること。患者自己負担が高額になっており、改善すること。
- ・診療報酬点数がどのようなコストから構成され、適正かをレセプトデータを開示して、国民・医療者に説明すべき。

3-2. 診療報酬点数表の平易化・簡素化(16件)

主な内容 診療報酬点数表の平易化・簡素化と、頻繁な変更を抑えるよう要望する。 診療報酬点数表を分かりやすくすべき。 同旨5件 ・診療報酬改定のたびに、膨大な算定要件・施設基準要件の確認に忙殺される。 ・専門用語を言い換えても患者には理解できない。無意味な言い換えは現場に混 乱を来す。 ・施設基準の届出をオンライン化すべき。 ・時間外対応加算の名称を変更すべき。 同旨1件 特定疾患療養管理料、生活習慣病療養指導料、在宅療養料は週単位とすべき。 ・内服の算定要件を「内服の1調剤」=「1剤」という解釈にすべき。 ・夜勤時間 72 時間の計算方法などが現場の混乱、業務の煩雑化につながってお り、単純に22時~6時のまでの時間数を積算してほしい。 ・診療報酬改定の実施まで最低3か月の周知期間が必要。施設基準の届出に際 同旨1件 しても、十分な周知と経過措置を設けるべき。 ・義歯の調整に毎回金額が変わると思われないよう、義管B、Cの区別を統一して ほしい。

3-3. 入院中のADL(日常生活動作)低下の予防と褥瘡対策について(2件)

主な内容

- ・療養病棟・病床における「医療区分及びADL区分に係る評価」を医療の現状に 沿って見直すこと。
- ・褥瘡の発生状況等の報告について、病院・有床診療所の負担を増加させるもの はやめるべき。
- 4.「4つの視点Ⅲ」 医療従事者の負担を軽減する視点

救急外来の機能分化を含む医療従事者の負担を軽減する取組の評価について(81件)	
主な内容	
・看護師の離職防止、2025年の看護師確保の観点から、看護職員の1人当たり	
の月平均夜勤時間制限の72時間を64時間に引き下げること。	
・夜勤を行う看護職員一人の月平均夜勤時間を 72 時間以内とすべき。	
・特定集中治療室、ハイケアユニットにも看護職員月平均夜勤時間の制限を設け	
るべき。急性期の特定入院料について、看護職員の夜勤時間の制限がされて	同旨 10 件
おらず、見直すこと。	
・看護職員の1人当たり年間総労働時間が 1720 時間以内とする人員体制が整備	
されている場合は1日当たり50点の加算をすること。	
・夜勤専従者の勤務時間上限 144 時間を再度設定すべき。	
・72 時間ルールが満たせない病棟の評価について、経営者の看護職の夜勤負担	同旨1件
の認識をゆるめ、夜勤回数を増やし、負担が重くなるので反対。	四日八十
・夜勤者勤務時間 72 時間以内の制限については、やりくりするのは非常に厳し	
く、緩和すべき。	同旨5件
・精神科などの 15 対1の看護基準では、平均夜勤時間 72 時間をクリアすることは	回自り仕
困難であり、何らかの緩和措置が必要。	
・72 時間ルールで多額の自主返還が発生しており、ペナルティとして苛烈すぎる。	同旨2件
72 時間要件を満たさない場合の緩和措置について、賛成。	问日之什
・72 時間夜勤ルールに精神科についての記述が見当たりません。精神科と一般	同旨2件
科を分け隔てない形で考慮してほしい。	HIHZIT
・夜間における看護補助者の評価の充実だけでなく、夜間の看護職員の配置の	同旨3件
評価の充実を要望する。	HIBOIT
・7対1以上の手厚い看護職の配置の評価を要望する。	
・二次救急以上の医療機関でのコメディカル職員の 24 時間体制を評価すべき。	同旨3件
・二次救急後に専門的治療を行う医療機関の受入れを促進するよう見直すべき。	
・医師事務作業補助者の勤務場所等の制限は、現場を縛るので反対。	同旨1件
・特定機能病院において、医師事務作業補助体制加算の算定を可能とし、増額す	同旨 27 件
ること。	问日 2/1千
・精神科病床において、医師事務作業補助体制加算の算定を可能とすること。	
・医師事務作業補助体制加算の対象となる医師について、経験年数や臨床研修	
病院等の条件を設けるべき。	
・医師事務作業補助体制加算、急性期看護補助体制加算の緊急入院患者数の	
要件が病床数に関わらない人数の設定となっており、病床数に対する割合に	
変更すべき。	
・外来クラーク・病棟クラークの配置に対する評価をすべき。	

- ・医療技術者のモチベーションを上げ、検査業務の重要性を患者に知らせるため、医療技術職の業務を診療報酬として評価すること。
- ・医師や看護職員の必要人員数算定にあたって、勤務医や看護職員の負担軽減及び処遇改善に対する体制の措置を基に再計算して、診療報酬上の配置計画を見直すこと。

同旨2件

同旨1件

- ・地方の勤務医の過重労働は増すばかり。日本全国に均等に医師が配置できる ような仕組みを構築すべき。
- ・医師は時間外労働、宿直など、労基法違反が日常的。看護師は夜勤が月3分 の1。診療報酬でこの点を改善すべき。
- ・開業医の負担軽減の対応もすべき。
- ・診療所も含め、文書の作成など事務処理を伴う算定要件を大幅に減らすこと。

・交代勤務が医師にはなく、加算等を付けても医師不足では対処のしようがない。

- ・入院基本料加算、医学管理料等の要件の患者指導等について、他の医療職種 に拡大すること。
- 保険請求事務について、要記載事項を減らす等、レセプト記載要領を見直すこと。
- ・麻酔料等について、増額するとともに、算定要件を緩和すること。

4-2. チーム医療の推進について(13件)

ナーム医療の推進について(13件)	
主な内容	
・病棟薬剤業務実施加算について病棟毎に算定できるようにすること。	
・病棟薬剤業務実施加算では病棟毎の20時間でなく傾斜配置を認めるべき。	
・精神科急性期チーム医療への薬剤師の明記を実施すべき。	同旨3件
・外来リハビリテーション料はカンファレンス、診療録記載等の要件を見直すこと。	
・外傷全身CTは救命救急入院料届出の要件を撤廃すること。	
・CT撮影における3D等による画像再構成処理に加算を設けること。	
・内服薬の一包化加算を医科歯科にも設けること。	
・早期退院促進のため、退院時共同指導料の算定基準に含まれていない病院薬	
剤師も評価すべき。	
・DMATを保持している病院について、災害・地域への実績・貢献度、設備の充実	
度等により、病院個々の評価をしてほしい。	
・増粘剤等の治療用特殊食品等を使った食事の提供は入院時食事療養費に加	
算すること。	
	主な内容 ・病棟薬剤業務実施加算について病棟毎に算定できるようにすること。 ・病棟薬剤業務実施加算では病棟毎の20時間でなく傾斜配置を認めるべき。 ・精神科急性期チーム医療への薬剤師の明記を実施すべき。 ・外来リハビリテーション料はカンファレンス、診療録記載等の要件を見直すこと。 ・外傷全身CTは救命救急入院料届出の要件を撤廃すること。 ・CT撮影における3D等による画像再構成処理に加算を設けること。 ・内服薬の一包化加算を医科歯科にも設けること。 ・早期退院促進のため、退院時共同指導料の算定基準に含まれていない病院薬剤師も評価すべき。 ・DMATを保持している病院について、災害・地域への実績・貢献度、設備の充実度等により、病院個々の評価をしてほしい。 ・増粘剤等の治療用特殊食品等を使った食事の提供は入院時食事療養費に加

- 5.「4つの視点Ⅳ」 効率化余地がある分野を適正化する視点
 - 5-1. 後発医薬品の使用促進策について(34件)

主な内容

- ・後発品の使用促進を進めるのであれば、信頼度の高い後発品が提供されるよう 行政指導すべき。
- ・後発品の安全性の追求が必要。後発品の有効性と安全性について先発品と同等の基礎及び臨床試験をするべき。

同旨9件

- ・後発品が安心して使用できるものか定期的なチェックを厚労省は行うべき。
- ・投与すべき薬剤の選定は処方医が医学的判断により行うものであり、効能・効果や用法・用量が統一されることが先決。

・一般名処方加算について、院内処方・外来の注射薬も評価対象とすべき。 一般名処方をしながら、後発変更不可の意思表示をする医師が結構おり、医師 同旨1件 の理解をえる必要。 ・一般名処方の場合は、患者に後発品について懇切丁寧に説明することを明確 化すること。 ・一般名処方の場合は、患者に後発品について懇切丁寧に説明することは、通知 で明文化するのは乱暴。 最初から後発医薬品で処方することを徹底し、一般名処方加算を廃止すること。 ・後発医薬品の薬価を全て同一薬価にすること。後発薬が新規収載されたら、先 発薬は後発薬の 10%以上低く薬価を変更すること。調剤薬局は、一番安価な 後発薬とし、先発薬との差額を請求できること。 ・後発品は1先発品あたり3品目に限り、価格を統一すること。 ・後発品は1価格帯とすること。新規後発品は先発品の3掛けとすること。 同旨1件 療養担当規則の後発品の使用努力義務を廃止すること。 同旨1件 後発品への変更不可欄に署名のない処方せんについて、調剤薬局が処方医に 確認することなく、後発品への変更調剤が可能な取扱を廃止すべき。 ・後発品処方への強引な誘導は撤回すべき。 同旨1件 調剤報酬の後発医薬品調剤体制加算は、減算評価にすべき。 同旨1件 調剤薬局の後発品加算をもつと減らすべき。 ・後発医薬品調剤体制加算について、上限を設けないようにすべき。 後発医薬品調剤体制加算は後発品がないものは除外すべき。 調剤割合に極端な偏りがある保険薬局は加算の対象外とするとあるが、漢方薬 の数量換算を公正な評価とすべき。 ・後発品のある先発品の数量に規格違い・剤型違いしかないものを含めること は、医療現場の混乱を招くのでやめるべき。 -後発医薬品体制加算のDPC対象患者の算定を認めるべき。 ・特定の医療機関の集中率が 50%以上の場合は、調剤基本料 24 点、基準調剤 加算算定不可とすべき。

5-2.

・後発品がでたら、先発品の商品名を使用可能とすること。

. 長期収載品の薬価の特例的な引下げについて(6件)	
主な内容	
・後発品への置き換えが進まない場合の特例的な引下げは、企業経営の予見性	
の観点から、引下げ幅を固定すべき。	
・後発品メーカーが1社しかない場合は、置き換えが60%にスムーズにいくとは思	
えない。その場合の緩和措置が必要。	
・既存の先発品の特許が切れたら、後発品なみの薬価に低価格改定を行うべき。	回じら生
・後発品の使用促進より、先発品の価格を引き下げる方が医療費削減に役立つ。	同旨2件
・薬剤等によっては逆ザヤになるものがあり、適正な価格と言いがたい。品質管理	
上不良在庫となるものも多数あり、原価率が30%を超えるような評価は異常。	
・薬価引下げで生ずる財源は診療報酬の財源として包摂されるべき。	

5-3. 平均在院日数の減少等(2件)

主な内容

- ・病院の在院日数の短縮や病態にあった適切な医療施設等への整理が図られている。自治体の保健・医療・福祉行政の施策が大きいが、自治体には医療のデータがなく、レセプトデータに住所地を加え、自治体ごとの医療実態が把握できるようにすべき。
- ・後方支援病院の受け入れにも重症度に応じた加算ができるようにすべき。

5-4. 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価(63件)

主な内容

- ・うがい薬だけの処方の保険適用除外は、他の医薬品や医療行為の保険外しに 広がる懸念があり、反対。
- ・うがい薬、湿布、ビタミン薬、風邪薬を保険から外すことには反対。重症化を招くことで保険財政へ影響。今後、風邪や捻挫等が保険適用外となれば、若者を中心にますます保険料を納めなくなる。

同旨 39 件

- ・治療に必要ない予防投与は保険請求が認められないため、項目にあがることが おかしい。
- ・うがい薬だけの処方の見直しは、歯周基本治療や各種の観血的処置が多く、うがい薬のみの処方は一般的にあり得る。医師の裁量権の侵害であり、反対。
- ・うがい薬だけの処方は償還率を引き下げるなどの検討をすべき。
- ・風邪薬や湿布剤は全額自己負担としてもよい。
- ・金銀パラジウム合金の材料価格高騰に対応しない告示価格改定を見直すこと。 また、告示価格改定のルールを公開すること。

同旨2件

- ・衛生検査所検査料金について、経営主体別の検体検査実施施設を選抜調査して、実際の市場価格を提示し、是正を図るべき。
- ・検体検査の評価は、登録衛生検査所の実勢価格と医療機関の実勢価格の調査 を行い、適正評価の根拠に加えるべき。

同旨1件

- ・消費税増税を控え、検体検査部門は試薬費の増大が予想され、適正な係数設 定をすべき。
- 同旨1件
- ・高価な薬剤を継続的に使い続けなければならない場合、患者負担や医療経済 的に大きな問題。高い薬価を引き下げるべき。
- ・10 歳未満の小児の処方せんは基本点数を上乗せするか、分包する薬剤は分包料の点数を付けるべき。
- ・診療所における高額検査の検査料を引き下げるべき。
- ・心臓カテーテル検査など、高額な材料を使用する検査において、材料費を包括 しないで算定できるよう要望する。
- ・処置や検査点数の引き下げ、初再診料への包括拡大に反対。
- ・もの代は、診療報酬上、原則、手技料とは別に評価すること。医療機関の持ち出しとならないような点数設定とすること。
- ・乳幼児加算を引き上げ、注射料・処置料に乳幼児加算を新設すること。
- 経口摂取不可の患者に、経腸栄養剤を保険適用すること。
- ・根拠のない医薬品の用量・用法の規定を早急に改めること。
- ・ザイディスク・フィルム剤・チュアブル剤は錠剤の分類でありながら、極めて液剤 に近い薬剤が多数開発されているが、液剤に分類すべき。
- ・骨折なく突指等の場合の処置項目と処置に使う材料の適切な評価を行うべき。

- ・抜髄、感染根管治療といった歯内療法治療について、使用薬剤、細菌培養検査 の実態と原価に即した点数化を行うこと。
- ・医薬品、医療機器開発に当たっては、医療費以外の財源も考えられ、マンパワーニを最大限評価すべき。
- ・薬価、医療材料の設定は市場価格調査を基に行っている由であるが、中小の医療機関では設定価格よりも上回って納入している事例が少なくなく、不合理な支出の改善を要望する。

5-5. 大規模薬局の調剤報酬の適正化等(11件)

主な内容

- ・大規模薬局の適正化は、大規模薬局を定義する蓋然性がない、どの時点のどの 基準を未妥結とみなして減算対象とするのか基準が不透明等の問題がある。
- ・大規模に限らず、調剤薬局全体への評価として、薬局機能の充実、流通改善へ の寄与・不寄与、医薬品の価格決定のメカニズムを確立すべき。
- 調剤報酬の点数に差を作れば、患者は安い薬局に行き、門前への誘導になる。
- ・24 時間調剤が可能な保険薬局を除外する必要はない。
- ・薬局の規模にかかわらず、調剤料の見直しも行うべき。
- ・上場企業、その関連会社が経営する薬局の評価を見直すべき。
- ・調剤ポイントを提供して実質的に値引きを行っている保険薬局の評価の適正化 も検討すべき。
- ・月 4000 回を超える調剤薬局への支払いを1割カットすべき。
- ・調剤薬局の 24 時間調剤体制を評価するのであれば、病医院の 24 時間体制も評価すべき。
- ・妥結率の計算では、取引量の多い卸は未妥結、取引量が少ない卸のみ妥結して妥結率を引き上げるといった抜け道がないよう適切な評価軸とすべき。
- 妥結率が低い製薬会社にペナルティとした方が薬価の値下げ圧力が増す。

6. 消費税率8%への引上げに伴う対応(136件)

主な内容

- ・消費税対応について、初再診料及び訪問診療料で評価すべき。
- ・初診料、再診料の十分な増点をすべき。
- ・診療所や中小病院の医療を評価するため、初再診料に消費税対応分を上乗せ して引き上げるべき。

・入院料は消費税対応分を上乗せして引き上げるべき。入院等に上乗せ財源を 多くすべき。

同旨 42 件

同旨2件

- ・医科は初診料 12 点、再診料3点の引上げを確実に行うべき。歯科は初診料 16 点、再診料3点を上乗せすべき。
- ・小児科外来診療料についても消費税増税相当分の増点を行うべき。
- ・歯科は、再診料へ上乗せする比率を上げるべき。訪問診療料も上乗せすべき。
- ・歯科は、初診料 10点、再診料5点を上乗せすべき。

同旨9件

同旨1件

- ・歯科は、歯冠修復及び欠損補綴の装着に関する項目も上乗せすべき。
- ・小児科外来診療料、外来リハビリ診療料、外来放射線照射診療料、開放型病院 共同指導料、退院時共同指導料、在宅患者訪問診療料等も上乗せすべき。
- ・入院時食事療養費でも対応すべき。
- 消費税の損税を国民に明確に分かるよう、通常改定分と別にすべき。

同旨2件

・今の初再診料の引上げ案では、十分な補填となっていない。	同旨2件
・初再診料を引き上げた上で、消費税の影響が大きな項目に補足すべき。	同旨1件
・医療経済実態調査の結果を踏まえ、基本診療料・調剤基本料への上乗せを中	
心としつつ、個別項目への上乗せを組み合わせて対応することを基本とするこ	回旨の歴
ととなっており、基本診療料にほとんどを配分すべきではない。	同旨2件
・消費税分科会の中間整理に沿った案1にすべき。	
・診療所は、外来管理加算や医学管理加算で十分な配分がされており、消費税	
負担が少ないこともあり、できる限り配分を抑えるべき。	同旨1件
・一律に初再診料を引き上げるのではなく、国民が真に必要としている赤字部門	四日八十
の病院等により多く配分すべき。大幅な黒字の診療所への配分は不要。	
・明細書に消費税対応分が薬価等に上乗せされていると表示すると、患者からの	同旨3件
苦情につながる。	回目の計
・医療機関向けポスターを作成して配布してほしい。	同旨5件
・医療機関の増収でなく、消費税分であることを国民に十分説明すべき。	回日づけ
・3%の消費増税を賄える額で診療報酬を上げたなど詐欺に近い。	
・今回の改定率は、実質的に△1.26%であり、消費税転嫁対策特別措置法に違	
反した、いわば国による医療機関への買いたたきである。	
・通常改定分でみると、ネットで△1.26%のマイナス改定であり、消費税増税充填	
分を薬価引下げ分で充当するのはいかがか。	同旨 15 件
・6年ぶりの実質マイナス改定を行うことは容認できない。消費税の税率引上げ分	
への対応を完全に行い、さらにプラス改定を行うべき。	
・今回は消費税の半分、診療報酬 1.5%アップを切望する。	
・消費税への対応分を含めて総枠を引き上げるべき。	
・十分に検証を行い、引上げ分が適正に手当てされていない場合は、再改定を行	
うべき。	
・改定前に既に存在する損税も含めた対応をすべき。	
・医療経済実態調査の結果により、医科+0.71%、調剤+0.18%、歯科+0.87%と	
いう改定率となっているが、これは実態に反して低いので、歯科をより高い改定	
率とすべき。	
- 1点 10 円から1点 10.2 円にするなどの対応も検討すべき。	同旨1件
・医療機関が消費税分を負担するかわりに診療報酬で補うことは、消費税ができ	同旨3件
たときからの約束であり、これなしに医療機関のキャッシュフローは回らない。	1711-111
・消費税への対応は、診療報酬の対応では無理がくるので、抜本的に税制を変え	
るような議論が必要。	
・消費税10%引上げ時には税制の根本的解決を要求する。ゼロ税率となるか、非	同旨 19 件
課税還付返還方式にするか、いずれかで解決すべき。	
・消費税は還付方式がよいという声が大きい。	
- 損税分について、年ごとに申告して、所得税で調整すべき。	
・10%への引き上げ分の対応も行うべき。	
・保険診療に係る仕入・薬剤を含め、全て公平に無税とすべき。	同旨3件
・薬価や特定保険医療材料価格に補填されているかのごとき記載は不当。	
・院内処方を行っているが、院外処方に比べ逆ざやになり、公平な対応をすべき。	同旨1件
・損税解消のため外税方式にしてほしい。	
・消費税率引き上げに反対。	

7. その他(24件)

	5(21)	
	主な内容	
٠,	パブコメの募集期間が短く、広く国民に知らせていない。	同旨4件
- 1	全体改定率が実質マイナスでは、医療の充実は困難。	同旨4件
- [診療報酬の実質マイナス改定に断固抗議。	问日4件
• 7	薬価引下げ財源を技術料で補填すべき。	同旨1件
•	診療報酬は時間当たり単科一覧を示すべき。	
-1	保険外併用療養の拡大を行うべきでない。	同旨1件
- 1	慢性的な通院の自己負担に対する補助制度を作ってほしい。	
- 3	支払基金のコンピュータによる審査内容のアルゴリズムを公開すべき。	
- 1	Jンパ浮腫治療の弾性着衣の療養費の支給対象患者を拡大すべき。 	
- j	産婦及び新生児の離乳食の材料のCS測定は必要。	
- 1	今後の医療費の増大を考えると、消費税3%引上げでは足りない。いかに入院	
	費を抑えて、外来医療へ転換するか、その際に医療の質が落ちることに耐える	
	国民的なコンセンサスが必要。	
- }	患者負担を最大2割としてほしい。	同旨1件
- 4	生活保護受給者は償還払いにすべき。	
-[医療費の自己負担など福祉に使うお金には色を付けるべき。	